# ○標準貨物自動車運送約款

（平成二年運輸省告示第三百七十五号）

最終改正　平成二十一年　国土交通省告示第三百二十一号


目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　運送契約等

第一節　通則（第三条―第五条）

第二節　引受け（第六条―第十五条）

第三節　積付け、積込み又は取卸し（第十六条）

第四節　貨物の全部又は一部の滅失（第十七条）

第五節　事故（第十八条―第二十六条）

第六節　指図（第二十七条・第二十八条）

第七節　運賃及び料金（第二十九条―第三十七条）

第八節　責任（第三十八条―第五十一条）

第九節　連絡運輸（第五十二条・第五十三条）

第三章　附帯業務（第五十四条・第五十五条）


## 第一章　総則

（事業の種類）

**第一条**　一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送事業を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

**第二条**　当店の「標準運送約款」（以下「約款」という。）は、当店が行う運送契約の全てについて、この運送約款の定めるところにより、運送又は附帯業務について、法令又は本約款に別段の定めがある場合を除くほか、この約款によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

## 第二章　運送契約等

### 第一節　通則

（受託の日等）

**第三条**　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の単位）

**第四条**　当店は、運送の申込みを受け付ける順序により、貨物の運送を引き受けます。ただし、緩急又は荷量その他やむを得ない事由があるときは、この限りでありません。

（引渡期間）

**第五条**　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百キロメートルにつき一日。ただし、端数については、これを切り捨てます。

二　積込期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、端数については、これを切り捨てます。

三　着配達期間　集荷及び配達をする場合にあっては一日、前項の規定により引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延享とします。

### 第二節　引受け

（貨物の種類及び性質の限定）

**第六条**　当店は、貨物の種類及び性質について申込者の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の通知を受けて、その内容の上で、これを承諾することがあります。

3　当店は、前項の通知をしなかった場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4　当店が、第二項の規定により承諾をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に対し、その貨物の引渡しに際して、運賃及び料金の追加を請求することがあります。

（引受拒絶貨物）

**第七条**　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当店運送約款の申込みが、この運送約款によらない旨の表示があるとき。

二　申込者が、当店運送約款第二項の規定による通知を怠ったとき。

三　当店運送約款に基づく貨物の運送の引受けを拒絶する旨の特別の表示があるとき。

四　当店運送約款に基づく貨物の運送の引受けを拒絶する旨の特別の表示があるとき。

五　当店運送約款に基づく貨物の運送の引受けを拒絶する旨の特別の表示があるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（送り状の作成）

**第八条**　荷送人は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、個人において関して、引渡荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りでありません。

一　貨物の品名、品質及び荷造りの種類及び個数

二　発荷先及び着荷先の氏名又は名称及び住所並びに電話番号

三　当店運送約款に基づく貨物の運送の引受けを拒絶する旨の特別の表示があるとき。

四　当店運送約款に基づく貨物の運送の引受けを拒絶する旨の特別の表示があるとき。

五　当店運送約款に基づく貨物の運送の引受けを拒絶する旨の特別の表示があるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（送り状の記載事項）

**第九条**　荷送人は、次の事項を記載しなければなりません。

一　貨物の品名、品質及び荷造りの種類

二　発荷先及び着荷先の氏名又は名称及び住所並びに電話番号

三　当店運送約款に基づく貨物の運送の引受けを拒絶する旨の特別の表示があるとき。

四　当店運送約款に基づく貨物の運送の引受けを拒絶する旨の特別の表示があるとき。

五　当店運送約款に基づく貨物の運送の引受けを拒絶する旨の特別の表示があるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（送り状の記載事項）

**第十条**　当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の危険性を生ずるおそれのある貨物について、その旨及び当該貨物の性質の明示を求めることがあります。

2　当店は、荷送人が前項の明示をしないとき、又は明示が不十分であるときは、その貨物の運送を引き受けないことがあります。

（荷造り）

**第十一条**　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運賃の額に応じ、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷造りの種類が十分でないとき、又は荷造りが不適当であるときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、前項の荷造りを要求しないときでも、荷造りが運送に適しないと認めたときは、荷造りの変更を求めることがあります。

（外装表示）

**第十二条**　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めたときは、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所

二　品名

四　その他運送の危険について必要な事項

（動物の運送）

**第十三条**　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けることがあります。

2　当店において、動物、特別な又は変動の目時を限定すること。

一　当店運送約款の運送に関して必要な事項

二　当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

（危険品の運送）

**第十四条**　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、その旨及び当該貨物の性質の明示をしなければなりません。

2　当店は、前項の規定による明示がないとき、又は明示が不十分であるときは、その貨物の運送を引き受けないことがあります。

（運送の最低運賃等不申告の場合）

**第十五条**　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関を利用して運送すること、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送機関を利用して運送することがあります。

### 第三節　積付け、積込み又は取卸し

（積付け、積込み又は取卸し）

**第十六条**　荷送人は、貨物の種類、容積、重量、荷造り及び運送距離に応じ、貨物を運送用自動車運送装置に適するように積付けをしなければなりません。

2　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任において、これを行います。

3　シート、ロープ、塵末、台木、覆い人物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

### 第四節　貨物の全部又は一部の滅失

（全部又は引渡しの期日）

**第十七条**　当店は、運送に関して貨物の滅失、損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第三十八条**　当店は、貨物の滅失、損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十九条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第四十条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第四十一条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第四十二条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第四十三条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第四十四条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第四十五条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第四十六条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第四十七条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第四十八条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第四十九条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第五十条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（引渡不能の貨物の処置）

**第五十一条**　当店は、荷送人又は荷受人に対し、貨物の引渡しについて、その貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

### 第五節　事故

（貨物の分損）

**第二十五条**　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返還、転送その他の処分について指図をすることができます。

2　当店は、前項の指図をする権利のある荷送人の請求により、運送を中止し、又は貨物を返還しなければなりません。

3　当店は、前項の規定により貨物の返還をしたときは、運賃、料金及び立替金の全部又は一部を運賃、料金等並びに貨物の滅失又は毀損に関する責任に基づき、荷送人に対する金銭債権をもって、これと相殺することができます。

（引渡不能の貨物の処置）

**第二十六条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、荷送人が前項の期間内に指図をしないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第二十七条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第二十八条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第二十九条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十一条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十二条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十三条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十四条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十五条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十六条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十七条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

### 第六節　指図

（貨物の分損）

**第二十七条**　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返還、転送その他の処分について指図をすることができます。

2　前項の指図をする権利のある荷送人の請求により、運送を中止し、又は貨物を返還しなければなりません。

3　第二項の規定により貨物の返還をしたときは、運賃、料金及び立替金の全部又は一部を運賃、料金等並びに貨物の滅失又は毀損に関する責任に基づき、荷送人に対する金銭債権をもって、これと相殺することができます。

（指図の変更）

**第二十八条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第二十九条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十一条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十二条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十三条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十四条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十五条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十六条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

（引渡不能の貨物の処置）

**第三十七条**　当店は、荷送人が前条第二項の指図をしないとき、又は荷送人の指図が不明であるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図を求めることがあります。

2　当店は、前項の期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売に付することができます。

3　当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により競売をしたときは、その貨物の保管に要した費用、運賃、料金及び立替金を控除した残額を荷送人に支払います。

### 第七節　運賃及び料金

（運賃及び料金）

**第三十八条**　当店は、運賃、料金等の収受をします。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人から運賃、料金等を収受します。

3　当店は、前項の規定により収受した運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

（運賃、料金等の収受方法）

**第三十九条**　運賃及び料金は、貨物を引き取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その額が確定した後に、遅滞なく、料金等の額について、当店が別に定める運賃料金表により計算した金額と異なるときは、その差額を追徴し、又は還付します。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することができます。

（運賃料金の収受金額）

**第四十条**　当店は、貨物の重量又は容積その他の事情により、運賃、料金等を収受します。

2　前項の場合において、貨物の重量又は容積その他の事情について、当店が別に定める運賃料金表に掲げる事項に該当するときは、その運賃料金表の定めるところにより、運賃、料金等を収受します。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物の引渡しをするときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受することがあります。

（運賃、料金等の収受）

**第四十一条**　当店は、第二十七条及び第二十八条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、その貨物について既に収受した運賃、料金等の全部又は一部を荷送人に返還します。ただし、既に荷送人の責任について運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、この限りでありません。

2　当店は、前項の規定により運賃、料金等の全部又は一部を返還するときは、その貨物について既に収受した運賃、料金等の全額を返還します。

（運賃、料金等の収受）

**第四十二条**　当店は、第二十七条及び第二十八条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、その貨物について既に収受した運賃、料金等の全部又は一部を荷送人に返還します。ただし、既に荷送人の責任について運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、この限りでありません。

2　当店は、前項の規定により運賃、料金等の全部又は一部を返還するときは、その貨物について既に収受した運賃、料金等の全額を返還します。

（運賃、料金等の収受）

**第四十三条**　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が運賃、料金等を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

2　前項の場合において、運賃、料金等を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

（中止手数料）

**第四十四条**　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が運賃、料金等を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

2　前項の場合において、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

（中止手数料）

**第四十五条**　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が運賃、料金等を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

2　前項の場合において、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

（中止手数料）

**第四十六条**　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が運賃、料金等を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

2　前項の場合において、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

（中止手数料）

**第四十七条**　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が運賃、料金等を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

2　前項の場合において、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

（中止手数料）

**第四十八条**　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が運賃、料金等を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

2　前項の場合において、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

（中止手数料）

**第四十九条**　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が運賃、料金等を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

2　前項の場合において、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

（中止手数料）

**第五十条**　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が運賃、料金等を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

2　前項の場合において、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

（中止手数料）

**第五十一条**　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が運賃、料金等を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

2　前項の場合において、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の種類又は性質について、この通知をしなかったときは、この限りではありません。

### 第八節　責任

（責任の始期）

**第三十八条**　当店の貨物の滅失、損傷について責任は、貨物を荷送人から受け取った時から引き渡すまでの間に生じます。

（責任と賠償）

**第三十九条**　当店は、貨物の全部又は一部の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第四十条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第四十一条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第四十二条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第四十三条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第四十四条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第四十五条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第四十六条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第四十七条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第四十八条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第四十九条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第五十条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

（責任と賠償）

**第五十一条**　当店は、貨物の滅失又は損傷について責任を負うときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

2　当店は、前項の通知を発した後、貨物の全部又は一部を発見したときは、これについて責任を負う貨物の滅失又は損傷について、書面をもって、その旨を通知します。

### 第九節　連絡運輸

（他運送引き渡し）

**第五十二条**　連絡運輸とは、貨物の運送を当店が引き受け、かつ、当店と他の運送事業者との間の運送について、連絡運輸の約定（以下「連絡約定」という。）において、当店が他の運送事業者に貨物の運送を行う場合をいう。

2　当店が連絡運輸の約定をするときは、貨物の種類、数量、運賃、料金等について、あらかじめ、当該他の運送事業者と協議しなければならない。

（連絡運輸の約定）

**第五十三条**　連絡運輸の約定をするときは、貨物の種類、数量、運賃、料金等について、あらかじめ、当該他の運送事業者と協議しなければならない。

2　当店が連絡運輸の約定をするときは、貨物の種類、数量、運賃、料金等について、あらかじめ、当該他の運送事業者と協議しなければならない。

（連絡運輸の約定）

**第五十四条**　連絡運輸の約定をするときは、貨物の種類、数量、運賃、料金等について、あらかじめ、当該他の運送事業者と協議しなければならない。

2　当店が連絡運輸の約定をするときは、貨物の種類、数量、運賃、料金等について、あらかじめ、当該他の運送事業者と協議しなければならない。

（連絡運輸の約定）

**第五十五条**　連絡運輸の約定をするときは、貨物の種類、数量、運賃、料金等について、あらかじめ、当該他の運送事業者と協議しなければならない。

2　当店が